

# 危険化学品ばら積船の経過措置に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 S 編

鋼船規則検査要領 S 編

## 改正理由

2019年5月に開催されたIMO第74回海洋環境保護委員会（MEPC74）及び同年6月に開催されたIMO第101回海上安全委員会（MSC101）において、IBCコードの改正がそれぞれ決議MEPC.318(74)及びMSC.460(101)として採択され、危険化学品の最低要件を鋼船規則S編にすでに取り込んでいる。

同決議の採択に伴い、危険物船舶運送及び貯蔵規則並びにその告示においても、危険化学品の最低要件の改正が行われ、2020年10月29日付にて国土交通省告示第1330号が公布された。さらに、国際航海に従事しない現存船については、一部の最低要件について経過措置が設けられている。

このため、本会に登録された国際航海に従事しない現存船について、この経過措置を適用できるよう関連規定を改めた。

## 改正内容

国際航海に従事しない船舶に対して、一部の最低要件に経過措置を適用できるよう規定した。

## 改正条項

鋼船規則 S 編 17.1.1

鋼船規則検査要領 S 編 S17.1.1